

根室市選挙管理委員会告示第 11 号

直接請求のための署名収集行為禁止期間を定めることについて

根室市の区域において根室市議会議員選挙が行われることとなったため下記の間、その区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和3年6月1日

根室市選挙管理委員会

委員長 袴谷良憲



記

1. 署名収集行為禁止期間 令和3年7月16日から令和3年8月22日まで